

富士川流域における減災対策協議会

富士川流域の減災に係る取組方針 (説明資料)

- ・「水防災意識社会 再構築ビジョン」とは
- ・富士川流域における減災対策協議会の取組/取組内容
- ・減災対策協議会と流域治水協議会における取組対象/期間

「水防災意識社会 再構築ビジョン」とは

平成27年9月 関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、**全ての直轄河川とその沿川市町村等において、令和7年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。**

その取組を進める上で、各地域において、**河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置（水防法第15条の9第1項）**して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

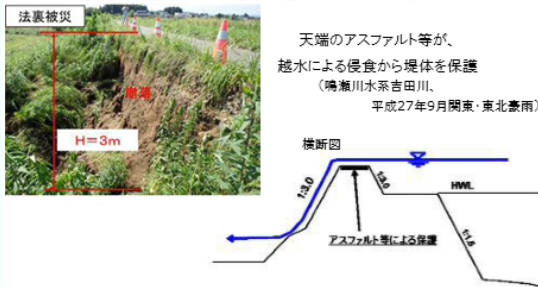
主な取組み内容

- ・ソフト対策：住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「**住民目線のソフト対策**」へ転換する。
- ・ハード対策：「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、**氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」**を導入する。

＜危機管理型ハード対策＞

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

＜被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）＞



＜洪水を安全に流すためのハード対策＞

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

＜住民目線のソフト対策＞

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊危険区域※

※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

富士川流域における減災対策協議会の取組

富士川流域における減災対策協議会では、各機関が5か年計画での取組目標を設定し、毎年減災対策協議会・幹事会にて取組のフォローアップや情報共有を実施している。第1期の取組（平成28年度～令和2年度の5か年間）は終了しており、令和6年度は第2期の4年目にあたる年である。来年度が最終年となることから、5か年計画の取組目標や進捗状況を確認し、引き続き、関係機関が連携し「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を進めるものとする。

□ : 各機関で実施する内容

第1期（終了）					第2期（進行中）				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5か年取組目標設定	協議会	協議会	協議会	協議会	5か年取組目標設定	協議会	協議会	本年度	最終年度
年度内の予定を設定	取組達成に向け対応	取組達成に向け対応	取組達成に向け対応	取組達成に向け対応	年度内の取組目標設定	取組達成に向け対応	取組達成に向け対応		
取組達成に向け対応					取組達成に向け対応				
各機関取組状況整理	各機関取組状況整理	各機関取組状況整理	各機関取組状況整理	各機関取組状況整理	各機関取組状況整理	各機関取組状況整理	各機関取組状況整理		
次年度の予定を設定	次年度の予定を設定	次年度の予定を設定	次年度の予定を設定		次年度の予定を設定	次年度の予定を設定	次年度の予定を設定		

富士川流域における減災対策協議会の取組内容

富士川流域における減災対策協議会では、下記の取組項目を設定している。その取組項目の中から、必要に応じて、各機関が5か年計画や年間の取組目標を設定・実施状況を整理している。

大項目	中項目	項目数
避難：円滑かつ迅速な避難のための取組	◆逃げ遅れゼロに向けた実施機関の協働・支援等	12
	◆防災・気象情報等の配信方法の充実・精度向上等	6
	◆セミナー・防災教育・訓練、計画策定等	7
水防：的確な水防活動のための取組	◆点検強化	4
	◆体制確保	4
排水：氾濫水の排水、浸水被害軽減等に関する取組	◆実践強化	3
	◆機能保全	2
基盤：河川管理施設等の整備等に関する事項（基盤等ハード整備に関する事項）	◆堤防及び諸施設の整備・機能確保等	10
	◆情報伝達等に係る機器等の整備	1

5か年の目標

年度内用の予定/実施状況

合計：49項目

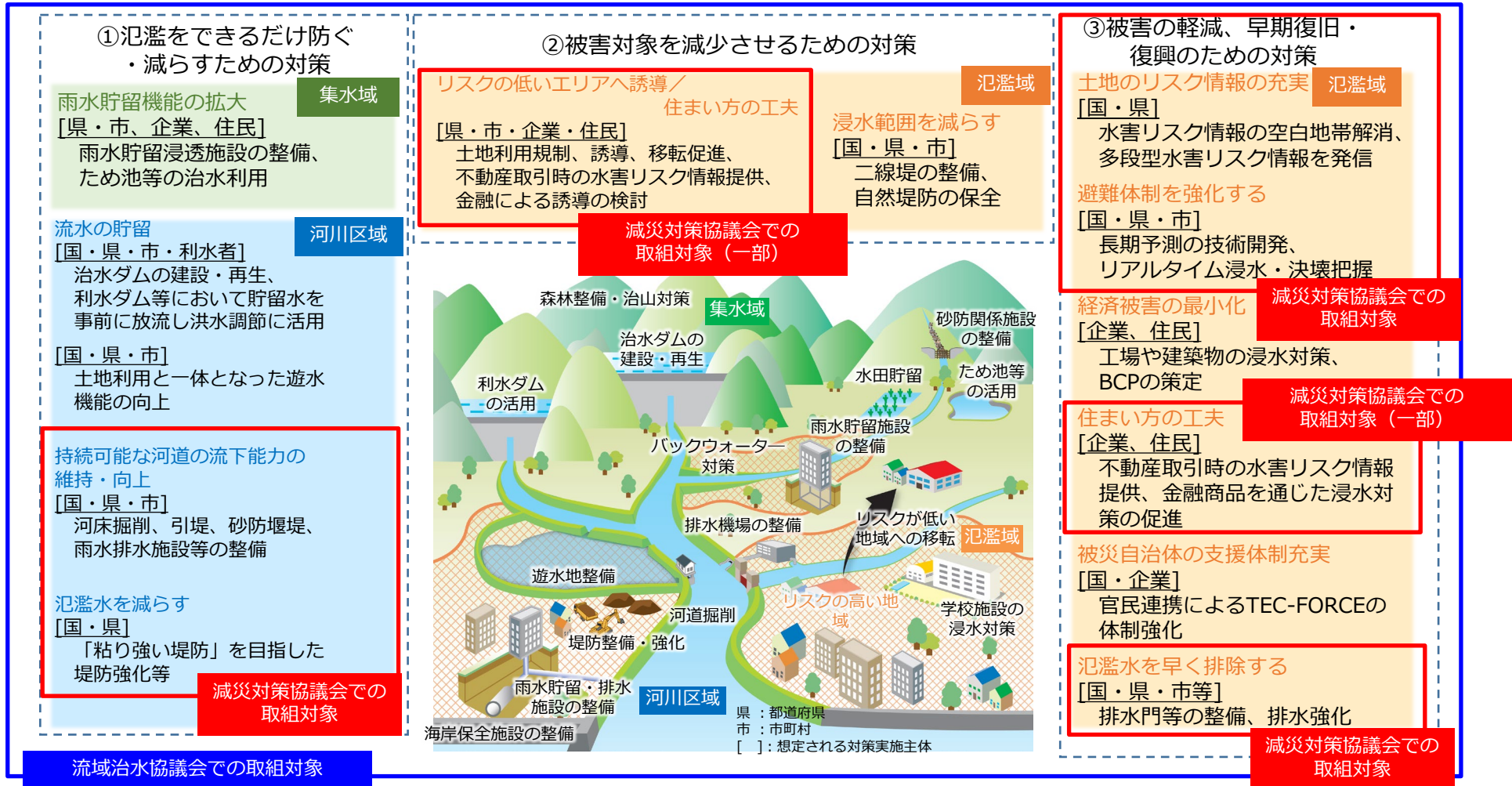
○概ね5年で実施する取組（令和5年度までの実施状況表）										各年度の評価 ★：5年の目標の達成 ●：予定の達成 ▲：実施中（着手） ○：未実施											
大項目										資料2-1											
○概ね5年で実施する取組（令和5年度の実施状況集計）																					
No.		取組項目（赤文字：R5重点実施取組）		5年の目標		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度							
				実施内容		予定		実施		予定		R3		R4		R5		R6		R7	
避難：円滑かつ迅速な避難のための取組																					
◆逃げ遅れゼロに向けた実施機関の協働・支援等																					
1		・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難指示の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの見直し及びタイムラインに基づく訓練の実施		・避難指示の発令に着目したチェックリスト・タイムラインに基づく訓練の実施 ・訓練や災害対応の検証をもとに、チェックリスト・タイムラインの見直し実施		・水害を想定した防災訓練を実施 予定		・地域防災計画の改定に伴い、避難情報発令に着目した発令判断基準の確認を行った。 ・洪水対応演習時、ホットライン伝達訓練に参加		・防災行政無線同報系の機器の更新に伴い、発令判断支援システムを導入する。		▲		○		▲					
2		・避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認		・多機関タイムライン検討会への参加を通して、避難情報発令判断基準等の見直し実施 ・災害対応検証等による、継続的な見直しの実施		引き続き研修等に参加する。 ・発令判断支援システムを導入予定		・地域防災計画の改定に伴い、避難情報発令に着目した発令判断基準の確認を行った。		・防災行政無線同報系の機器の更新に伴い、発令判断支援システムを導入する。		▲		▲		▲					

3

資料2-1

減災対策協議会と流域治水協議会における取組対象

気候変動による降雨量の増加や社会情勢の変化を踏まえ、流域全体で下記の①～③を推進する。流域治水協議会ではこれら全体の取組を対象としている。減災対策協議会では、特に平成27年9月 関東・東北豪雨を教訓に、主に「逃げ遅れゼロ」に関連する取組を対象としている。



※減災対策協議会は法定協議会

減災対策協議会と流域治水協議会における対象期間

流域治水協議会では、短期・中期・中長期を対象として期間を設定するロードマップを作成している。
減災対策協議会では、5か年の取組目標や、毎年の実施予定を設定するアクションプランを作成している。

流域治水協議会

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
被害の軽減、 早期復旧・ 復興のための 対策	広域避難計画の策定	国・県・市町等	広域避難計画の推進・フォローアップ		
	講習会等によるマイ・タイムラインの策定・運用	国・県・市町等	広域避難検討会の実施		

減災対策協議会

5か年の取組目標

毎年の実施予定

○概ね5年で実施する取組（令和5年度までの実施状況表）												
各年度の評価 ★：5年の目標の達成 ●：予定の達成 ▲：実施中（着手） ○：未実施												
大項目												
○概ね5年で実施する取組（令和5年度の実施状況集計）												
No.	取組項目（赤字：R5重点実施取組）	5年の目標	実施内容	令和5年度 予定	令和5年度 実施	令和6年度 予定	実施時期 R3	R4	R5	R6	R7	
避難：円滑かつ迅速な避難のための取組												
◆逃げ遅れゼロに向けた実施機関の協働・支援等												
2	・避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認	・多機関タイムライン検討会への参加を通して、避難情報発令判断基準等の見直し実施 ・災害対応検証等による、継続的な見直しの実施		・引き続き研修等に参加する。 ・発令判断支援システムを導入予定	・地域防災計画の改定に伴い、避難情報発令に着目した発令判断基準の確認を行った。	・防災行政無線同報系の機器の更新に伴い、発令判断支援システムを導入する。	▲	▲	▲			
7	・ハザードマップの作成、活用、周知による災害リスクの提供	・中小河川のデータを反映したハザードマップの作成 ・既成のハザードマップの周知 ・既成のハザードマップを活用した、行政区単位での地区防災計画の作成支援		・引き続き行政区単位での地区防災計画作成を支援する。	・浸水想定区域の指定がある2行政区の地区防災計画の策定を支援した。	・引き続き行政区単位での地区防災計画作成を支援する。	▲	●	●			
11	・広域避難体制の構築	・山梨県の広域避難検討会への参加 ・広域避難計画の作成		・引き続き山梨県の広域避難検討会へ参加する。 ・広域避難計画作成に必要な資料等を収集する。	・山梨県からの調査に際し、広域避難の受入れ方法や自市の避難方法について検討した。	・引き続き山梨県の広域避難検討会へ参加する。 ・広域避難計画作成に必要な資料等を収集する。	▲	▲	▲			
12	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設への避難計画作成促進通知の送付及び作成支援 ・要配慮者利用施設の避難計画にもとづく訓練支援		・未作成の施設に対して、作成を支援する。	・新規に避難計画を作成した要配慮者利用施設に対して、計画内容についての助言を行った。	・未作成の施設に対して、作成を支援する。	▲	▲	▲			
5												